

第11回大分市自治基本条例検討委員会

平成22年4月6日(火)午後2時から
大分市保健所 6階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 自治基本条例の最高規範性について

(2) 各部会の検討状況について

(3) その他

第11回大分市自治基本条例検討委員会(各部会検討状況報告)

部会名	検討項目	部会での検討経過及び課題	備考
理念部会	前文	・全体会の議論を踏まえ、具体的指摘事項があった点を修正した。 ・基本的に概念的な指摘については内容的に網羅されているとの判断から修正していない。 ・住民自治についての指摘があったのは理解しているが、それ以上に大分市のことをしっかり謳うべきという意見があったのでその点の修正はしていない。 ・「目的」の分については別に頂立てをするよう検討しているので前文には反映させていない。 部会案は(別紙1)のとおり	
	目的	・議論は終了していないが、たたきとしての案を提示する。 ・他部会の委員意見を基にさらに議論していきたい。 部会の考え方は(別紙2)のとおり	・今回提示の目的案が完全だとは考えていないので、積極的な意見をいただきたい。
	基本理念 基本原則	部会の考え方は(別紙2)のとおり	・前回、案を提示したが、今回も案を提示して意見をいただきたい。 その意見を基に議論を深めていきたい。
市民部会	市民の定義	【市民部会案】 市民 次のいずれかに該当するものをいう。 ア 市内に住所を有する者 イ 市内に通勤し、又は通学する者 ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者・地域活動団体等」という。)	・市民部会の考え方を理念部会にお知らせし、検討をお願いしたい。
	市民の権利	・安心、安全、快適に暮らすこと ・行政サービスを受けること ・まちづくりに参画すること ・情報の公開又は提供を求めること 以上4つの視点で盛り込むことを検討している。 この他に、 ・将来の大分市を担う市民としての子どもの権利を謳う方向で検討している。	・市民部会の考え方について、全体の意見をいただきたい。
	市民の責務	・協力してまちづくりなどに取り組む ・自らの発言や行動に責任を持つ ・応分の負担を負う 以上3つの視点で盛り込むことを検討している。 併せて、 ・事業者等の役割を盛り込む方向である。	
	その他	・市民側から見たときの「地域コミュニティの形成」の項目が必要であること。 ・行政側にも「地域コミュニティの形成」に当たっての取り組む姿勢が必要であること。	・他部会の考え方をお聞きしたい。
執行機関・議会部会	議会の責務等	・「議会基本条例」が先行している本市においては、最高規範性を持つ「自治基本条例」との関係はどうするか。	・市民・議会・執行機関の三者を謳いこむということを全体会議で確認する。
市政運営部会	市政運営の基本	・市政運営では4つの章立てを行っている。「市政運営」の章に16条文、「連携・交流」、「多文化共生」、「環境・景観」の章に1条文ずつの計19条文について、条文の内容及び主語(市長、執行機関、議会など)の検討を行っている。	・自治基本条例の最高規範性の確認をお願いしたい。 その結果を踏まえ 「大分市議会基本条例」に、関連する規定のあるものについて、自治基本条例に謳う必要があるかどうか、またその場合に「議会」との関係はどう整理するか。 「大分市議会基本条例」に規定のないものについて、自治基本条例に謳い、「議会」を対象としてよいものかどうか。 などの議論を今後行っていくように考えている。
	総合計画		
	行政評価		
	外部監査		
	情報公開		
	個人情報の保護		
	行政手続		
	条例の制定等の手続		
	法令遵守等		
	財政運営		
	行政組織の編成		
	市民提案		
	権利保護・苦情対応		
	政策法務		
	危機管理体制の整備等		
	人材の育成		
	他の地方公共団体等との連携・協力 多文化共生		
自然環境・景観の保全等			
その他			
市民参加・まちづくり部会	協働の推進	・大分市に住んでいる皆さんが、誇りを持てるようなまちづくりをするのが「協働」の目的だと思う。 ・「協働」という言葉は、最初の頃よりは随分浸透してるので、この言葉を使っても、皆の理解や想いなどは共有していけるのではないかと。 ・「協働」は、結局は行政と一般市民が同じ横の列に並んで手をつないでいくという、簡単な意味合いで良いのでは。 ・「協働」は、言葉だけの問題ではなくて、実際の行動において「責務を負わせるものではない」という、この立場をしっかりと踏まえておかないといけないため、定義付けの際には、このことに関する表現をしっかりと押さえる必要がある。	・「協働」の「責務を負わせるものではない」ということについて、きちんと定義付けしてもらおう よう理念部会をお願いする。
	その他	・いつもの条文のような表現では、何か重苦しい感じがするので、もう少し分かりやすい、やさしい表現が良いのでは。 ・条例というスタイルになると、やはり法律的な作業になるので、硬い表現になってもしかたがないのでは。 ・いずれにしても、他の部会との整合性を図る必要があるのでは？ ・出来上がった条例は、子ども達も見るので、分かりやすいように配慮した表現にするべきでは。 ・やはり、市民の皆さんが条文を見た時に、市や検討委員の考え方、条文の意図するところなどが、よくわかるような形で出来上がるのが良いのでは。 ・主語によって表現を、法律的にしたり、分かりやすい簡単なものにしたりと、使い分けると良いのでは。	・条文の語尾(語調)の表現について、一般的な条文形式とするのか、または「です・ます調」とするのか、検討委員全員の中で、ある程度の統一を図っておいた方が良いのでは。

(別 紙 1)

(仮 称) 大 分 市 自 治 基 本 条 例

前 文 (案 ・ 修 正 版)

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市自治基本条例を制定します。

理念部会において検討している事項

1. 目的案

「この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。」

(目的案作成の考え方)

まず、本条例の目標は何かと考えたときに、「市民主体の大分市」を創ることと考えたことから、結びを市民主体の自治の実現とした。

また、本条例は、市民や議会、行政が協力し合って地方自治に取り組むためのルールという面があると考えたことから、その役割の明確化を謳い、ともに取り組むという姿勢を打ち出すという文章とした。

2. 基本理念・原則に係る事項

(1)基本理念としてあげる項目

大分市自治基本条例の考え方の基礎となるもの

「豊かな暮らしの実現を目指すまちづくり」

精神的、身体的にも「豊かさ」を実感できるまちづくり。個別の施策というよりも広い意味での「福祉」が充実したまちづくり

「市民主権のまちづくり」

主権者である市民が、主体的、自立的に市政運営に参加するまちづくり
内部意見として、「市政運営」という文言に「コミュニティ」の視点を加える必要は無いかという意見あり。

「協働のまちづくり」

市民、議会、行政が手を取り合って課題解決に取り組むまちづくり

(2)基本原則としてあげる項目

大分市自治基本条例の具体的な進め方のもとになるもの

「市民総参加の原則」

性別、年齢を問わず、全ての市民がまちづくりに参加する

「情報共有の原則」

市政運営、まちづくりに関する情報を市民、議会、行政が共有する原則

「平等と機会均等の原則」

大分市のまちづくりにおいては全ての市民が平等で均等にまちづくりに参加できる機会を有する原則